

別表第1（第10条，第11条関係）

呉市二河野球場使用料

1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
野球場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	2,400円	1,200円	12,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	9,600円	4,800円	48,000円
練習使用		1,200円	600円	2,400円

備考

- 1 野球場（全面）は，野球場の全施設（附属施設を含む。）の使用とする。
- 2 練習使用は，グラウンド，ダッグアウト，投球練習場及び選手の控室の使用とする。
- 3 「高校生以下」とは，18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びこれ以外の者で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）に在学するもの（高等専門学校の第4学年及び第5学年に在学する者を除く。）をいう（以下同じ。）。
- 4 「入場料」とは，入場料，会場整理費等をもって，入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう（以下同じ。）。
- 5 「アマチュアスポーツ以外に使用する場合」とは，音楽，芸能，プロスポーツ等の大会又は興行，展示会，見本市，式典，集会その他これらに類するものに係る使用をする場合をいう（以下同じ。）。
- 6 準備及び後始末に要する経費は，すべて使用者の負担とする（以下同じ。）。
- 7 一般及び高校生以下の者が共同で使用する場合の使用料の額は，一般が使用する場合の使用料の額とする。ただし，特別な理由があると認めるときは，この限りでない（以下同じ。）。
- 8 使用時間以外の時間で使用する場合における使用料の額は，当該基本使用料の2倍に相当する額とする（別表第15の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表，別表第16，別表第17の1施設使用料の表，別表第18の1施設使用料の表，別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から4附属施設使用料（ミーティングルーム等）の表まで，別表第21の1施設使用料の表，別表第23，別表第24，別表第25の2施設使用料（体育館）の表及び3施設使用料（談話室）の表，別表第26の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表，別表第27の1施設使用料（プール）の表，別表第32の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表，別表第33の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表，別表第34の1施設使用料の表，別表第35，別表第36の1施設使用料（大浦崎体育館）の表，別表第37の1施設使用料（体育館）の表及び3附属施設使用料の表，別表第38の1施設使用料（体育館）の表及び2施設使用料（ニュースポーツ館）の表並びに別表第39の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表において同じ。）。
- 9 使用時間以外の時間で使用する場合において準備又は後始末のために使用するときの使用料は，前項の規定にかかわらず，当該基本使用料の額と同額とする（別表15の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表，別表第16，別表第17の1施設使用料の表，別表第18の1施設使用料の表，別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から4附属施設使用料（ミーティングルーム等）の表まで，別表第21の1施設使用料の表，別表第23，別表第24，別表第25の2施設使用料（体育館）の表及び3施設使用料（談話室）の表，別表第26の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表，別表第27の1施設使用料（プール）の表，別表第32の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表，別表第33の1施設使用料の表及び2附属施設使用料の表，別表第34の1施設使用料の表，別表第35，別表第36の1施設使用料（大浦崎体育館）の表，別表第37の1施設使用料（体育館）の表及び3附属施設使用料の表，別表第38の1施設使用料（体育館）の表及び2施設使用料（ニュースポーツ館）の表並びに別表第39の1施設使用料（専用使用）の表及び3附属施設使用料の表において同じ。）。

## 2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
会議室	1時間までごとに	800円
本部席	1時間までごとに	200円
放送室	1時間までごとに	200円
記者室	1時間までごとに	200円

備考 入場料の類を徴収して使用する場合の使用料は当該基本使用料の5割増とし、即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他の商業活動のために使用する場合の使用料は当該基本使用料の3倍に相当する額とする（別表第15の3附属施設使用料の表、別表第19の4附属施設使用料（ミーティングルーム等）の表、別表第25の3施設使用料（談話室）の表、別表第26の3附属施設使用料の表、別表第32の2附属施設使用料の表、別表第33の2附属施設使用料の表、別表第37の3附属施設使用料の表及び別表第39の3附属施設使用料の表において同じ。）。

## 3 器具使用料

名称	区分		アマチュアスポーツに 使用する場合	アマチュアスポーツ以 外に使用する場合
	照明設備（グラウンド）	4分の1点灯	1時間までごとに	10,000円
2分の1点灯		1時間までごとに	20,000円	60,000円
全点灯		1時間までごとに	40,000円	120,000円
照明設備（投球練習場）	1か所1時間までごとに		200円	
放送設備	一式1日1回につき		2,000円	
スコアボード	一式1日1回につき		3,000円	
コンセント	1口1回につき		200円	

備考

- 1 ガス施設を使用する場合は、実費程度を徴収する（別表第15の4器具使用料の表、別表第25の5器具使用料の表及び別表第32の3器具使用料の表において同じ。）。
- 2 臨時に設置する照明器具等については、使用電力量に応じて実費程度を徴収する（次表2器具使用料の表、別表第15の4器具使用料の表、別表第26の4器具使用料（照明）の表、別表第27の3器具使用料の表、別表第36の8器具使用料の表、別表第37の4器具使用料の表及び別表第39の4器具使用料の表において同じ。）。
- 3 コンセントの使用料は、アマチュアスポーツに使用する場合は無料とする（別表第15の4器具使用料の表及び別表第19の6器具使用料の表において同じ。）。

## 別表第2（第10条，第11条関係）

### 呉市二河公園多目的グラウンド使用料

#### 1 施設使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
グラウンド（全面）	1時間までごとに	600円	300円
グラウンド（2分の1面）	1時間までごとに	300円	150円

#### 2 器具使用料

名称	区分		使用料
夜間照明	2分の1面点灯	1時間までごとに	500円
	全面点灯	1時間までごとに	1,000円

別表第3 (第10条, 第11条関係)

## 呉市バレーボール場使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
バレーボール場 (1面)	1 入場料の類を徴 収しない場合	300円	150円	600円
	2 入場料の類を徴 収する場合	900円	450円	6,000円

別表第4 (第10条, 第11条関係)

## 呉市テニス場使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
テニス場 (1面)	1 入場料の類を徴 収しない場合	300円	150円	600円
	2 入場料の類を徴 収する場合	900円	450円	6,000円

別表第5 (第10条, 第11条関係)

## 呉市昭和テニス場使用料

## 1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
テニス場 (1面)	1 入場料の類を徴 収しない場合	300円	150円	600円
	2 入場料の類を徴 収する場合	900円	450円	6,000円

## 2 器具使用料

名称	単位	使用料
夜間照明	1面1時間につき	300円

備考 夜間照明の使用時間に1時間未満の端数時間があるときの使用料の額は、分割りによって計算するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

別表第6 (第10条, 第11条関係)

## 呉市警固屋テニス場使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	

テニス場（1面）	1 入場料の類を徴収しない場合	300円	150円	600円
	2 入場料の類を徴収する場合	900円	450円	6,000円

別表第7 削除

別表第8（第10条，第11条関係）

呉市倉橋テニス場使用料

1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
テニス場（1面）	1 入場料の類を徴収しない場合	300円	150円	600円
	2 入場料の類を徴収する場合	900円	450円	6,000円

2 器具使用料

名称	単位	使用料
夜間照明	1面1時間までごとに	300円

別表第9 削除

別表第10（第10条，第11条関係）

呉市豊テニス場使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
テニス場（1面）	1 入場料の類を徴収しない場合	300円	150円	600円
	2 入場料の類を徴収する場合	900円	450円	6,000円

別表第11（第10条，第11条関係）

呉市弓道場（近的及び遠的）使用料

1 施設使用料（専用使用）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
弓道場（全施設）	1 入場料の類を徴収しない場合	700円	350円	1,400円
	2 入場料の類を徴収する場合	2,100円	1,050円	14,000円

2 施設使用料（個人使用）

単位	一般	高校生以下
一人1回につき	200円	100円
一人1か月につき	2,000円	1,000円

別表第12（第10条，第11条関係）

呉市エスキーテニス場使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
エスキーテニス場（1面）	1時間までごとに	100円	50円

別表第12の2（第10条，第11条関係）

呉市川尻グラウンド使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
グラウンド（全面）	1時間までごとに	400円	200円
グラウンド（2分の1面）	1時間までごとに	200円	100円

別表第12の3（第10条，第11条関係）

呉市渡子多目的グラウンド使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
グラウンド（全面）	1時間までごとに	400円	200円

別表第13（第10条，第11条関係）

呉市倉橋グラウンド使用料

1 施設使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
グラウンド（全面）	1時間までごとに	700円	350円
グラウンド（2分の1面）	1時間までごとに	350円	180円

2 器具使用料

名称	単位	使用料
夜間照明	1回1面につき	2,000円

別表第14（第10条，第11条関係）

呉市蒲刈グラウンド使用料

1 施設使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
グラウンド（全面）	1時間までごとに	300円	150円

2 器具使用料

名称	単位	使用料
夜間照明	1回1面につき	2,000円

別表第14の2（第10条，第11条関係）

呉市豊浜グラウンド使用料

1 施設使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
グラウンド（全面）	1時間までごとに	300円	150円

2 器具使用料

名称	単位	使用料
夜間照明	1回1面につき	2,000円

別表第15（第10条，第11条関係）

呉市体育館使用料

1 施設使用料（専用使用）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	2,400円	1,200円	4,800円
	2 入場料の類を徴収する場合	7,200円	3,600円	48,000円
サブコート	1 入場料の類を徴収しない場合	400円	200円	800円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,200円	600円	8,000円

備考

- 1 競技場（全面）は，競技場フローア，スタンド，舞台，更衣室，シャワー室及びロビーの使用とする。
- 2 即売会の類の催物，商品の広告・宣伝その他の商業活動のために使用する場合の使用料は，入場料の類を徴収する場合のアマチュアスポーツ以外に使用する場合の区分による額とする（次表，別表第17の1施設使用料の表，別表第18の1施設使用料の表，別表第19の1施設使用料（メインアリーナ）の表から3施設使用料（武道場）の表まで，別表第21の1施設使用料の表，別表第23，別表第24，別表第25の2施設使用料（体育館）の表，別表第26の1施設使用料（専用使用）の表，別表第35，別表第36の1施設使用料（大浦崎体育館）の表，別表第37の1施設使用料（体育館）の表，別表38の1施設使用料（体育館）の表及び別表第39の1施設使用料（専用使用）の表において同じ。）。

2 施設使用料（競技場フローアのアマチュアスポーツの練習使用）

施設名	単位	一般	高校生以下
競技場フローア（2分の1面）	1時間までごとに	500円	250円
競技場フローア（4分の1面）	1時間までごとに	250円	130円

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
101室	1時間までごとに	200円
102室	1時間までごとに	200円
103室	1時間までごとに	200円

104室	1時間までごとに	200円	
201室	1時間までごとに	400円	
202室	1時間までごとに	300円	
203室	1時間までごとに	300円	
204室	1時間までごとに	300円	
1階ロビー（ギャラリー）	一般	1時間までごとに	500円
	高校生以下	1時間までごとに	250円
2階ロビー（ギャラリー）	一般	1時間までごとに	500円
	高校生以下	1時間までごとに	250円

#### 4 器具使用料

名称	単位	使用料
放送設備	一式1日につき	2,000円
いす（個人用）	1脚1日につき	50円
長机	1脚1日につき	50円
展示用パネル	一組1日につき	50円
シャワー	一人1回につき	100円
コンセント	1口1回につき	200円

備考 1日の算定については、許可を受けた使用日の使用時間内をもって1日とみなす（別表第19の6器具使用料の表において同じ。）。

#### 別表第16（第10条，第11条関係）

##### 呉市大空山体育館使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	400円	200円	800円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,200円	600円	8,000円

備考 呉市大空山青年の家（呉市青年の家条例（昭和41年呉市条例第10号）第1条の規定により設置した呉市大空山青年の家をいう。）の宿泊者が研修に使用する場合の使用料は、1時間までごとに100円とする。

#### 別表第17（第10条，第11条関係）

##### 呉市昭和体育館使用料

#### 1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500円	750円	10,000円

備考 競技場の2分の1使用の場合の使用料は、当該基本使用料の額の2分の1の額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする（次表1施設使用料の

表、別表第24及び別表第25の2施設使用料（体育館）の表において同じ。。

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
ミーティングルーム	1回につき	200円

別表第18（第10条、第11条関係）

呉市警固屋体育館使用料

1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500円	750円	10,000円

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
ミーティングルーム	1回につき	200円

別表第19（第10条、第11条関係）

呉市総合体育館使用料

1 施設使用料（メインアリーナ）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
メインアリーナ （全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	5,800円	2,900円	11,600円
	2 入場料の類を徴収する場合	17,400円	8,700円	116,000円

備考

- 1 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するときは、メインアリーナを6分の5、3分の2、2分の1、3分の1又は6分の1に区分して使用することができるものとし、この場合の使用料の額は、当該基本使用料の額にそれぞれ6分の5、3分の2、2分の1、3分の1又は6分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。
- 2 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するとき以外の使用において準備又は後始末のためにのみ使用する日の当該使用料の額は、当該基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額とする（この表2施設使用料（サブアリーナ）の表及び3施設使用料（武道場）の表並びに別表第39の1施設使用料（専用使用）の表において同じ。）。

2 施設使用料（サブアリーナ）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	



サブアリーナ (全面)	1 入場料の類を徴 収しない場合	1,900円	950円	3,800円
	2 入場料の類を徴 収する場合	5,700円	2,850円	38,000円

備考 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するときには、2分の1に区分して使用することができるものとし、この場合の使用料の額は、当該基本使用料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする（この表3施設使用料（武道場）の表において同じ。）。

### 3 施設使用料（武道場）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
武道場（全面）	1 入場料の類を徴 収しない場合	1,900円	950円	3,800円
	2 入場料の類を徴 収する場合	5,700円	2,850円	38,000円

### 4 附属施設使用料（ミーティングルーム等）

施設名	単位	使用料	
ミーティングルーム1	1時間までごとに	300円	
ミーティングルーム2	1時間までごとに	300円	
ミーティングルーム3	1時間までごとに	300円	
ミーティングルーム4	1時間までごとに	300円	
ミーティングルーム5	1時間までごとに	300円	
ミーティングルーム6	1時間までごとに	300円	
1階ロビー（ギャラリー）	一般	1時間までごとに	500円
	高校生以下	1時間までごとに	250円
2階ロビー（ギャラリー）	一般	1時間までごとに	500円
	高校生以下	1時間までごとに	250円

### 5 附属施設使用料（トレーニングルーム）

単位	使用料
一人1回につき	500円

### 6 器具使用料

区分	単位	使用料		
電光得点表示装置	1基1日につき	1,500円		
組立ステージ	パネル1枚1日につき	50円		
放送設備	メインアリーナ	一式1日につき	2,000円	
	サブアリーナ	一式1日につき	1,600円	
	武道場	一式1日につき	1,600円	
壁面可動席（北側）	メインアリーナ	一式1日につき	15,000円	
壁面可動席（南側）		一式1日につき	15,000円	
特別 照明	1,500ルクス	メインアリーナ	1時間までごとに	800円
		メインアリーナ	1時間までごとに	600円
	1,000ルクス	サブアリーナ	1時間までごとに	400円
		武道場	1時間までごとに	400円
シーリングライト	メインアリーナ	1時間までごとに	1,200円	

冷暖房設備	メインアリーナ	1時間までごとに	3,000円
	サブアリーナ	1時間までごとに	500円
	武道場	1時間までごとに	400円
シャワー設備（5分までごとに）		1基1回につき	100円
長机	1脚1日につき		50円
いす（個人用）	1脚1日につき		50円
展示用パネル	一組1日につき		100円
コンセント	1口1回につき		200円

備考

- 1 ミーティングルームに備付けの長机及びいす（個人用）については、当該使用料を徴収しない。
- 2 臨時に、かつ、多量に電力及び水道を使用する場合は、使用量に応じて実費程度を徴収する。

別表第20 削除

別表第21（第10条，第11条関係）

呉市倉橋体育館使用料

1 施設使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	700円	350円	1,400円
	2 入場料の類を徴収する場合	2,100円	1,050円	14,000円

備考 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するときは、競技場を2分の1，3分の1又は6分の1に区分して使用することができるものとし、この場合の使用料の額は、当該基本使用料の額にそれぞれ2分の1，3分の1又は6分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
会議室1	1時間までごとに	400円
会議室2	1時間までごとに	300円
駐車場	1台1日につき	600円

備考

- 1 入場料の類を徴収して使用する場合の使用料（駐車場の使用料を除く。）は当該基本使用料の5割増とし、即売会の類の催物，商品の広告・宣伝その他の商業活動のために使用する場合の使用料（駐車場の使用料を除く。）は当該基本使用料の3倍に相当する額とする。
- 2 使用時間以外の時間で使用する場合における使用料（駐車場の使用料を除く。）の額は、当該基本使用料の2倍に相当する額とする。
- 3 準備又は後始末のために使用する場合の使用料（駐車場の使用料を除く。）は、当該基本使用料の2分の1の額とする。
- 4 駐車場の使用料は、7月10日から8月20日までににおける土曜日，日曜日，休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）その他委員会が指定する日に使用する場合に限り徴収する。この場合において、委員会が当該使用料を徴収する日を指定したときは、この旨を告示する。

別表第22 削除

別表第23 (第10条, 第11条関係)

呉市安浦体育館使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
競技場 (全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	700円	350円	1,400円
	2 入場料の類を徴収する場合	2,100円	1,050円	14,000円

備考 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するときは、競技場を2分の1又は3分の1に区分して使用することができるものとし、この場合の使用料の額は、当該基本使用料の額にそれぞれ2分の1又は3分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

別表第24 (第10条, 第11条関係)

呉市豊浜体育館使用料

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
競技場 (全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	400円	200円	800円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,200円	600円	8,000円

別表第25 (第10条, 第11条関係)

呉市スポーツ会館使用料

1 施設使用料 (宿泊施設)

区分	宿泊料 (一人1泊につき)
高校生以下の団体	600円
一般の団体	1,800円

備考

- 「団体」とは、スポーツ活動の実施計画を有し、指導者を伴う5人以上のグループをいう。
- 洗濯料等に要する経費は、別に実費程度を徴収する。

2 施設使用料 (体育館)

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
競技場 (全面)	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500円	750円	10,000円

3 施設使用料（談話室）

単位	使用料
1 時間までごとに	400円

備考 宿泊する団体が使用の場合は，無料とする。

4 施設使用料（食堂施設）

単位	使用料
1 月につき	5,000円

備考 電力，ガス，水道等の使用による料金は，使用者の負担とする。

5 器具使用料

名称	単位	使用料
ロッカー	1 回につき	10円

別表第26（第10条，第11条関係）

呉市二河屋内練習場使用料

1 施設使用料（専用使用）

施設名	区分	1 時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
屋内練習場（グラウンド，投球練習場及び更衣室）	1 入場料の類を徴収しない場合	1,600円	800円	3,200円
	2 入場料の類を徴収する場合	4,800円	2,400円	32,000円

2 施設使用料（アマチュアスポーツの練習使用）

施設名	単位	一般	高校生以下
グラウンド（全面）	1 時間までごとに	800円	400円
投球練習場	1 時間までごとに	200円	100円

3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
会議室	1 時間までごとに	400円

4 器具使用料（照明）

施設名	区分		使用料
グラウンド	2分の1点灯	1 時間までごとに	1,400円
	全点灯	1 時間までごとに	2,800円
投球練習場	1 時間までごとに		200円

別表第27（第10条，第11条関係）

呉市営プール使用料

1 施設使用料（プール）

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	200円	100円
専用	競泳プール	1 コース1 時間までごとに	1,200円
	練習プール	1 コース1 時間までごとに	600円

全施設	1時間までごとに	16,800円	8,400円
子どもプール	1時間までごとに		3,600円

備考 入場料の類を徴収して使用する場合又は即売会の類の催物、商品の広告・宣伝その他の商業活動のために使用する場合の使用料は、当該基本使用料の3倍に相当する額とする（別表第32の1施設使用料の表、別表第33の1施設使用料の表及び別表第34の1施設使用料の表において同じ。）。

## 2 施設使用料（売店施設）

単位	使用料
1年につき	24,000円

## 3 器具使用料

名称	単位	使用料
ロッカー	1回につき	10円

### 別表第28（第10条，第11条関係）

#### 呉市下蒲刈プール使用料

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	200円	100円
専用	1コース1時間までごとに	1,200円	600円

### 別表第29（第10条，第11条関係）

#### 呉市川尻東プール使用料

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	200円	100円
専用	1コース1時間までごとに	1,200円	600円

### 別表第30（第10条，第11条関係）

#### 呉市音戸プール使用料

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	200円	100円
専用	1コース1時間までごとに	1,200円	600円

### 別表第31（第10条，第11条関係）

#### 呉市豊プール使用料

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	200円	100円
専用	1コース1時間までごとに	1,200円	600円

### 別表第32（第10条，第11条関係）

#### 呉市営温水プール使用料

## 1 施設使用料

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	500円	250円
専用	1コース1時間までごとに	2,000円	1,000円

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
会議室	1時間までごとに	200円

3 器具使用料

名称	単位	使用料
ロッカー	1回につき	10円

別表第33 (第10条, 第11条関係)

呉市川尻温水プール使用料

1 施設使用料

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	500円	250円
専用	1コース1時間までごとに	2,000円	1,000円

2 附属施設使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
エアロビクススタジオ	1時間までごとに	700円	350円
会議室	1時間までごとに		200円

3 器具使用料

名称	単位	使用料
エアロバイク	1回につき	100円
シャワー(3階)	1回につき	100円

別表第34 (第10条, 第11条関係)

呉市くらはし温水プール使用料

1 施設使用料

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	700円	350円
専用	1コース1時間までごとに	2,000円	1,000円

備考 7月及び8月の期間において一人が1日に使用できる時間は、連続3時間を限度とする。

2 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
トレーニングルーム	一人1回につき	300円

備考

- 1 トレーニングルームの使用は、中学生以上の者に限る。
- 2 この表1施設使用料の表の使用料を納付した者(中学生以上の者に限る。)がトレーニングルームを使用する場合は、無料とする。

別表第35 (第10条, 第11条関係)

呉市安浦武道館使用料

施設名	区分	1時間までごとに	
		アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外に使用する
		一般	高校生以下

				場合
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	400円	200円	800円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,200円	600円	8,000円

別表第36（第10条，第11条関係）

呉市大浦崎スポーツセンター使用料

1 施設使用料（大浦崎体育館）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500円	750円	10,000円

備考 入場料の類を徴収しない場合でアマチュアスポーツに使用するときは，競技場を2分の1又は4分の1に区分して使用することができるものとし，この場合の使用料の額は，当該基本使用料の額にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数金額があるときは，その端数金額を切り捨てた額）とする

2 施設使用料（大浦崎会館）

施設名	単位	一般	高校生以下
大広間	1時間までごとに	600円	300円
研修室	1時間までごとに	300円	150円
研修室1（和室）	1時間までごとに	300円	150円
研修室2（和室）	1時間までごとに	300円	150円

3 施設使用料（大浦崎キャンプ場）

単位	使用料
一人1日につき	200円

4 施設使用料（大浦崎グラウンド）

単位	一般	高校生以下
1時間までごとに	400円	200円

5 施設使用料（大浦崎テニスコート）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
テニスコート （1面）	1 入場料の類を徴収しない場合	400円	200円	800円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,200円	600円	8,000円

6 施設使用料（大浦崎ゲートボール場）

単位	使用料

1面1時間までごとに	400円
------------	------

#### 7 施設使用料（大浦崎駐車場）

単位	使用料
1台1日につき	700円

備考 7月1日から8月31日までの期間に限り徴収する。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この期間を変更することができるものとし、当該変更をしたときは、この旨を告示する。

#### 8 器具使用料

名称		単位	使用料
大浦崎会館冷暖房設備	大広間	1時間までごとに	500円
	研修室1（和室）	1時間までごとに	100円
	研修室2（和室）	1時間までごとに	100円
夜間照明	大浦崎グラウンド	1時間までごとに	2,000円
	大浦崎テニスコート	1面1時間までごとに	300円
大浦崎野外ステージ電源		1日1回につき	200円
シャワー		一人1回につき	100円

### 別表第37（第10条，第11条関係）

#### 呉市蒲刈B & G海洋センター使用料

##### 1 施設使用料（体育館）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500円	750円	10,000円

##### 2 施設使用料（プール）

区分		一般	高校生以下
個人	一人1回につき	200円	100円
専用	1コース1時間までごとに	1,200円	600円

##### 3 附属施設使用料

施設名	単位	一般	高校生以下
研修室	1時間までごとに	200円	100円
トレーニングルーム	一人1回につき	200円	100円

##### 4 器具使用料

名称	単位	使用料
ロッカー	1回につき	100円
船艇	一人1日につき	200円

### 別表第38（第10条，第11条関係）

#### 呉市豊スポーツセンター使用料

##### 1 施設使用料（体育館）



施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
競技場（全面）	1 入場料の類を徴収しない場合	300円	150円	600円
	2 入場料の類を徴収する場合	900円	450円	6,000円

## 2 施設使用料（ニュースポーツ館）

単位	一般	高校生以下
1時間までごとに	300円	150円

## 3 施設使用料（グラウンド）

単位	一般	高校生以下
1時間までごとに	300円	150円

## 4 器具使用料

名称	単位	使用料
グラウンド夜間照明	1日1回につき	500円

## 別表第39（第10条，第11条関係）

### 呉市総合スポーツセンター使用料

#### 1 施設使用料（専用使用）

施設名	区分	1時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合
		一般	高校生以下	
陸上競技場	1 入場料の類を徴収しない場合	2,000円	1,000円	4,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	6,000円	3,000円	40,000円
多目的グラウンド	1 入場料の類を徴収しない場合	1,400円	700円	2,800円
	2 入場料の類を徴収する場合	4,200円	2,100円	28,000円
テニスコート （1面）	1 入場料の類を徴収しない場合	500円	250円	1,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	1,500円	750円	10,000円
野球場	1 入場料の類を徴収しない場合	1,200円	600円	2,400円
	2 入場料の類を徴収する場合	3,600円	1,800円	24,000円
弓道場	1 入場料の類を徴収しない場合	700円	350円	1,400円
	2 入場料の類を徴収する場合	2,100円	1,050円	14,000円

#### 備考

- 1 多目的グラウンドをアマチュアスポーツに使用する場合は，2分の1又は4分の1に区分

して使用することができるものとし、この場合の使用料の額は、当該基本使用料の額にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 2 陸上競技の大会で陸上競技場を使用する場合はこの表5 施設・器具一括使用料（陸上競技の大会使用）の表の規定を、サッカー競技の大会で陸上競技場を使用する場合はこの表6 施設・器具一括使用料（サッカー競技の大会使用）の表の規定を適用することができるものとする。

## 2 施設使用料（個人使用）

施設名	単位	一般	高校生以下
陸上競技場	一人1回につき	200円	100円
弓道場	一人1回につき	200円	100円

## 3 附属施設使用料

施設名	単位	使用料
管理棟会議室1	1時間までごとに	200円
管理棟会議室2	1時間までごとに	400円
陸上競技場会議室	1時間までごとに	200円
陸上競技場放送室	1時間までごとに	200円
陸上競技場医務室	1時間までごとに	200円

## 4 器具使用料

施設名	名称	単位	アマチュアスポーツ に使用する 場合	アマチュアスポーツ 以外に使用する 場合
陸上競技場	夜間照明	1時間までごとに	1,000円	3,000円
	シャワー	一人1回につき		100円
	写真判定装置	一式1回につき	3,000円	9,000円
	陸上競技用器具セット	一式1回につき	6,000円	18,000円
	巻尺類	1個1回につき	50円	150円
	走り高跳び・棒高跳び用高度計	1本1回につき	100円	300円
	ストップウォッチ	1個1回につき	50円	150円
	バトン	1本1回につき	20円	60円
	砲丸	1個1回につき	50円	150円
	円盤	1枚1回につき	50円	150円
	ハンマー	1個1回につき	50円	150円
	やり	1本1回につき	50円	150円
	拡声装置	一式1回につき	300円	900円
	スターティングブロック	1台1回につき	50円	150円
	周回表示器	1台1回につき	50円	150円
	ハードル	一式1回につき	300円	900円
	3,000m障害ハードル	1台1回につき	100円	300円
	踏切板	1台1回につき	50円	150円
	走り高跳び用器具	一組1回につき	100円	300円
	走り高跳び用マット	一組1回につき	300円	900円
棒高跳び用器具	一組1回につき	200円	600円	
棒高跳び用マット	一組1回につき	400円	1,200円	

	円盤投げ・ハンマー投げ用囲い	一組 1 回につき	1,000円	3,000円
	吸水器	1 台 1 回につき	100円	300円
	ビーチパラソル	一式 1 回につき	50円	150円
	砲丸置き台	1 台 1 回につき	50円	150円
	円盤置き台	1 台 1 回につき	50円	150円
	ハンマー置き台	1 台 1 回につき	50円	150円
	やり立て台	1 台 1 回につき	50円	150円
	演台	1 台 1 回につき	50円	150円
	電動ライン引き機	1 台 1 回につき	50円	150円
	サッカー用得点板	1 台 1 回につき	1,000円	3,000円
多目的グラウンド	夜間照明	1 時間までごとに	1,000円	3,000円
	サッカー用得点板	1 台 1 回につき	1,000円	3,000円
テニスコート	夜間照明	1 面 1 時間までごとに	200円	600円
野球場	夜間照明	1 時間までごとに	1,500円	4,500円
	放送設備及びスコアボード	一式 1 回につき	1,000円	3,000円
管理棟	シャワー	一人 1 回につき		100円

備考

- 1 「陸上競技用器具セット」とは、陸上競技場の部巻尺類の項から電動ライン引き機の項までに規定する器具で、呉市総合スポーツセンター陸上競技場の器具庫に貸出用として配備している全てのものをいう。
- 2 陸上競技場の部写真判定装置の項から電動ライン引き機の項までの規定は陸上競技の大会使用の場合に、同部巻尺類の項、電動ライン引き機の項及びサッカー用得点板の項の規定はサッカー競技の大会使用の場合に適用しない。

5 施設・器具一括使用料（陸上競技の大会使用）

施設等名	区分	1 日につき		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
陸上競技場施設・器具一式	1 入場料の類を徴収しない場合	20,000円	10,000円	40,000円
	2 入場料の類を徴収する場合	60,000円	30,000円	400,000円

備考

- 1 「陸上競技場施設・器具一式」とは、陸上競技場の全施設（附属施設を含む。）・全器具から、この表 4 器具使用料の表に定める陸上競技場の夜間照明及びシャワーを除いたものをいう。
- 2 「1 日」とは、各日の 9 時から 21 時までの間における連続した 8 時間以内の時間をいう。
- 3 8 時間を超えて使用する場合の当該超過分の施設使用料の額の算定に当たっては、この表 1 施設使用料（専用使用）の表の規定を適用する。

6 施設・器具一括使用料（サッカー競技の大会使用）

施設名	区分	1 時間までごとに		
		アマチュアスポーツに使用する場合		アマチュアスポーツ以外に使用する場合
		一般	高校生以下	
陸上競技場施設・	1 入場料の類を徴収しない場合	2,200円	1,100円	4,400円

器具一式	2 入場料の類を徴収する場合	6,600円	3,300円	44,000円
------	----------------	--------	--------	---------

備考

- 1 「陸上競技場施設・器具一式」とは、陸上競技場の全施設（附属施設を含む。）及びこの表4 器具使用料の表に定める陸上競技場の巻尺類、電動ライン引き機及びサッカー用得点板をいう。
- 2 使用時間以外の時間で使用する場合における使用料の額は、この表1 施設使用料（専用使用）の表の規定を適用して算定した額とする。